

2027 年 7 月 16 日

法定事後開示書類(簡易吸収分割)
(株式会社サンワ)

(会社法第 7 9 1 条第 1 項第 1 号及び並びに会社法施行規則第 1 8 9 条に基づく書類)

吸収分割承継会社

兵庫県尼崎市西向島町 111-4
株式会社関通ホールディングス株式会社
代表取締役 達城 利卓

吸収分割承継会社である関通ホールディングス株式会社は、会社法第 7 9 1 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 1 8 9 条の定めに従い、下記のとおり吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社（株式会社サンワ）の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置く。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則 1 8 9 条第 1 号）
2 0 2 6 年 7 月 1 6 日
2. 吸収分割株式会社に関する事項（会社法施行規則 1 8 9 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 7 8 4 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則 1 8 9 条第 2 号イ）
吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 7 8 5 条、第 7 8 7 条及び第 7 8 9 条の規定による手続の経過（会社法施行規則 1 8 9 条第 2 号ロ）
 - 1 反対株主の買取請求
吸収分割承継会社は、2 0 2 6 年 5 月 21 日付の電子公告にて株主に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限の 2 0 2 6 年 6 月 2 1 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。
 - 2 新株予約権買取請求
会社法第 7 8 7 条第 1 項第 2 号の要件を充たす新株予約権はありませんので、会社法第 7 8 7 条の規定による手続は実施しておりません。
 - 3 債権者の異議
吸収分割株式会社は、本件吸収分割に関して、会社法第 7 8 9 条第 2 項の規定に基づき、官報による公告、並びに知れている債権者への各別の催告を実施いたしました。異議申述期限である 2 0 2 6 年 6 月 2 1 日までに、本件吸収分割に対して異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社に関する事項
 - (1) 会社法第 7 9 6 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 7 9 7 条の規定及び第 7 9 9 条（第 8 0 2 条第 2 項において準用する場合

を含む。)の規定による手続の経過

1 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、2026年6月5日に株主に対し通知いたしましたが、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

2 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2026年5月21日付の官報及び電子公告にて債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限である2026年6月21日までに、本件吸収分割に対して異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知れている債権者はありませんので、知れている債権者に向けた各別の催告はする必要はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則189条第4号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である2026年7月16日に、吸収分割株式会社より吸収分割契約に記載された事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2026年7月21日

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、株式の交付及びその割当ては行っておりません。なお、本件吸収分割の対価として、吸収分割株式会社に対し、金銭1,700万円を交付いたしました。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本吸収分割の結果、吸収分割承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以上